

【 検査 】

762 診断確定後の血小板減少症に対する経過観察時のC R Pの算定について

《令和7年12月26日》

○ 取扱い

診断確定後の「血小板減少症（单一傷病名）」に対する経過観察時のD015「1」C反応性蛋白（C R P）の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いを作成した根拠等

血小板減少症の原因疾患には、慢性特発性血小板減少性紫斑病（I T P）、骨髄異形成症候群、再生不良性貧血、がん化学療法に伴う骨髄抑制、血栓性血小板減少性紫斑病（T T P）、全身性エリテマトーデス（S L E）などが挙げられる。

血小板減少症に係る病態には、易感染性による感染症などの炎症や原疾患に伴う組織崩壊などがみられ、病態の把握にはC R Pが指標の一つとして有用である。

したがって、血小板減少症診断確定後、单一傷病名であっても経過観察時のC R P検査は必要である。

以上のことから、診断確定後の「血小板減少症（单一傷病名）」に対する経過観察時のD015「1」C反応性蛋白（C R P）の算定は、原則として認められると判断した。

なお、月に複数回の算定や連月の算定については、レセプト内容から個別に判断することとする。

（参考）

C反応性蛋白（C R P）は、急性期蛋白の一つであり、感染症、膠原病、悪性腫瘍、心筋梗塞、外科手術後などの急性炎症や組織崩壊により血中に増加する。炎症性疾患、組織崩壊性疾患の診断、術後、経過判定を把握するために有用な検査である。